

<対策のポイント>

海岸法に基づき、国土の保全を目的として、高潮、津波、波浪及び侵食による被害から海岸を防護するため、海岸保全施設の整備を推進します。

<政策目標>

- 漁業地域の防災機能・減災対策の強化
- 大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進 [平成32年度まで]

<事業の内容>

我が国は台風の常襲地帯であり、かつ地震多発地帯にあるため、高潮や津波による海岸災害が頻発しています。また、海岸侵食も全国的に顕在化しています。

漁港海岸事業

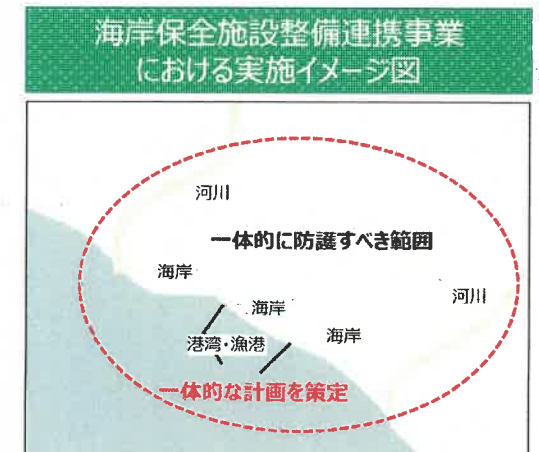
- 国土保全上特に重要な地域を対象に、高潮、津波、波浪及び侵食による浸水災害を未然に防ぐため、**海岸保全施設の新設又は改良**を行います。

海岸保全施設整備連携事業

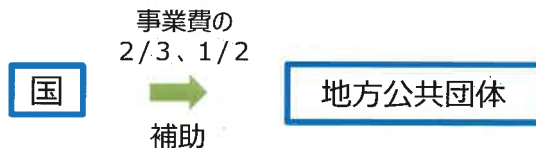
- 大規模地震や高潮のリスクが高く、重要な背後地を抱える地域の海岸堤防等を対象に、河川事業等の他事業と連携して計画的・集中的に、津波や高潮による壊滅的な被害を回避するための対策を実施します。

<事業イメージ>

- 高潮対策
浸水被害のリスクの高い地域を中心に漁業集落や宅地等を防護し、漁業等の生産活動及び地域住民の生命・財産を守るため海岸堤防等の整備を推進します。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

海岸堤防等の緊急対策<公共>

【平成31年度予算概算決定額 (海岸事業) 300百万円、(農山漁村地域整備交付金) 5,000百万円の内数】
【平成30年度第2次補正予算額 (海岸事業) 300百万円、(農山漁村地域整備交付金) 5,000百万円の内数】

<対策のポイント>

平成30年台風第21号、北海道胆振東部地震など近年の災害の特徴を踏まえ実施した**重要インフラの緊急点検結果等**を受け、**防災・減災、国土強靱化のための緊急的な対策を実施**します。

<政策目標>

重要インフラ緊急点検の結果等を踏まえて、今後3ヶ年で**防災・減災、国土強靱化対策**を推進

<事業の内容>

- 重要インフラ緊急点検の結果を踏まえ、ゼロメートル地帯または災害リスクが高く重要な背後地を抱える海岸のうち、堤防等の高さ、消波機能又は耐震機能が不足し早急に対策の効果があげられる緊急性の高い地区において、高潮・津波対策並びに耐震対策等を実施します。

<事業イメージ>

高潮対策



台風時の越波状況



消波ブロックの設置や堤防嵩上げによる越波の防止

耐震対策

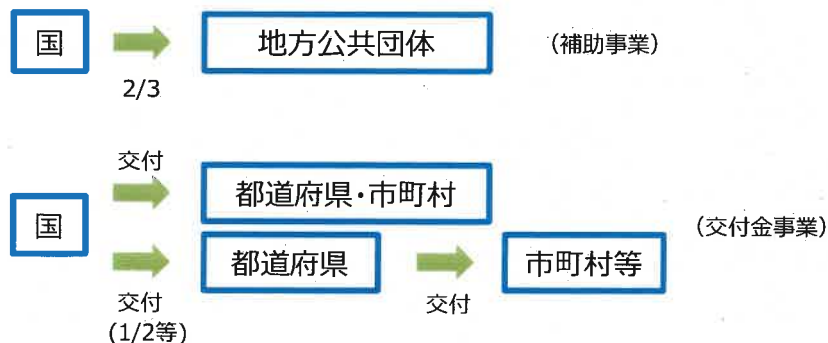


堤体の液状化



鋼矢板打設による耐震対策

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(水産庁所管の事業)

水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)

農山漁村地域整備交付金 <公共>

【平成31年度予算概算決定額 92,714 (91,650) 百万円】

（平成30年度第2次補正予算額 5,000 百万円）

<対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が23.4億m³に増加するよう林道等の路網整備を推進 [平成37年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進 [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の实情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
 2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等
- ※ 平成30年度第2次補正予算では、重要インフラの緊急点検の結果を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を行う事業を対象としています。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業イメージ>

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上、秩序ある土地利用の推進



老朽化したため池の全面改修により洪水被害を未然防止

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）



漁村における津波避難対策（避難地、避難路の整備）

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

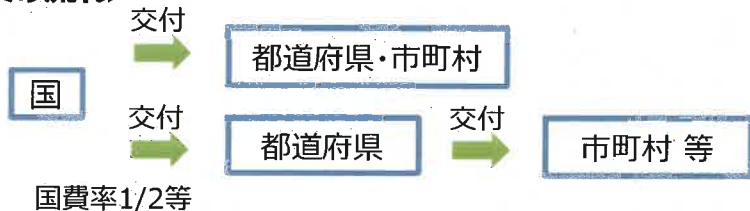


津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- | | | |
|----------------|------------|----------------|
| （農業農村分野に関すること） | 農村振興局地域整備課 | (03-6744-2200) |
| （森林分野に関すること） | 林野庁計画課 | (03-3501-3842) |
| （水産分野に関すること） | 水産庁防災漁村課 | (03-6744-2392) |

漁港関係等災害復旧事業（公共）

【平成31年度予算概算決定額 1,132（1,113）百万円】

<対策のポイント>

台風、地震等により被災した漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。

<政策目標>

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<事業の内容>

1. 漁港、海岸等の災害復旧事業 1,127（1,104）百万円

- 台風、地震等により被災した漁港や海岸等の災害復旧を実施します。

[補助対象、事業実施主体] 国、都道府県、市町村等

[国費率（基本）] 事業費の10/10、4/5、2/3、6.5/10

2. 漁港、海岸等の災害関連事業 5（9）百万円

- 漁港や海岸等の災害復旧事業の実施のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、当該被災箇所又はこれを含めた一連の施設について、構造物の強化等を行う災害関連事業を実施します。

[補助対象、事業実施主体] 都道府県、市町村等

[国費率（基本）] 事業費の5/10

<事業の流れ>

補助

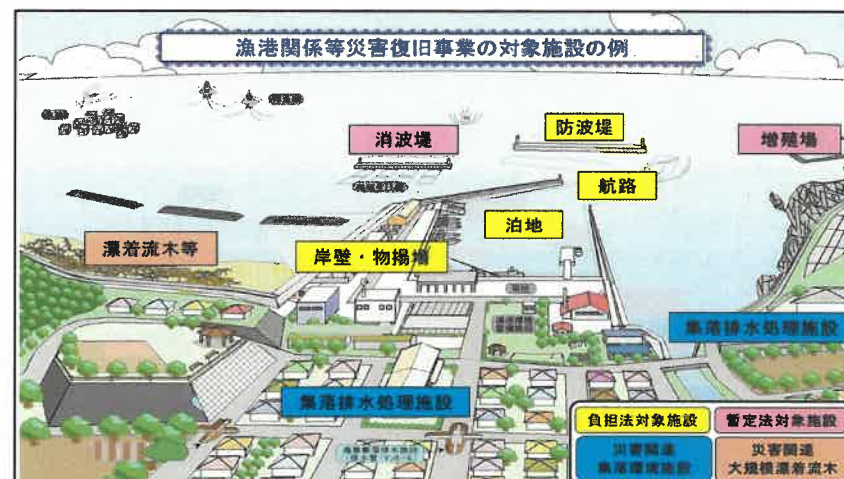
事業費の
2/3等

国



地方公共団体

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課 (03-3502-5638)

漁港関係等災害復旧事業（公共）

【平成30年度 補正予算額 3,499百万円】
※ 1次補正 1,846百万円、2次補正 1,653百万円

<対策のポイント>

台風、地震等により被災した漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。

<政策目標>

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧

<事業の内容>

1. 漁港、海岸の災害復旧事業

3,440百万円

- 台風、地震等により被災した漁港や海岸の災害復旧を実施します。

[補助対象、事業実施主体] 都道府県、市町村

[国費率（基本）] 事業費の4/5、2/3、6.5/10

2. 災害関連事業

59百万円

- 台風等により海岸に漂着した流木等の処理を行う事業及び被災した漁業集落排水施設の災害復旧を実施します。

[補助対象、事業実施主体] 県、市町村

[国費率（基本）] 事業費の5/10

<事業の流れ>

補助

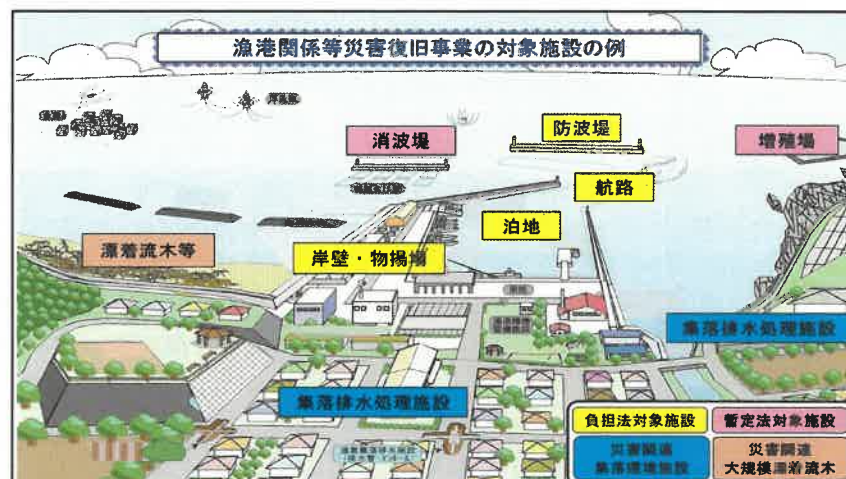
事業費の
2/3等

国



地方公共団体

<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課 (03-3502-5638)

漁港関係等災害復旧事業（公共）

【平成31年度予算概算決定額 62,259（45,764）百万円】
（復旧・復興対策（復興庁計上））

<対策のポイント>

東日本大震災により被災した漁港や海岸等を早期に復旧するため、災害復旧事業を実施します。

<政策目標>

地域住民の生活の安定と水産物の安定供給体制の速やかな復旧 [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. 漁港、海岸等の災害復旧事業

- 東日本大震災により被災した漁港や海岸等の災害復旧を実施します。

[補助対象、事業実施主体] 県、市町村

[国費率（基本）] 事業費の4/5、2/3、6.5/10

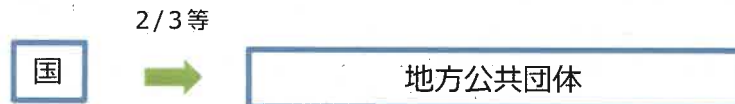
2. 漁港、海岸等の災害関連事業

- 漁港等の災害復旧事業に関連し、漁業集落排水施設等の災害復旧を実施します。

[補助対象、事業実施主体] 市町村

[国費率（基本）] 事業費の1/2

<事業の流れ>



<事業イメージ>

漁港漁村地域が有していた水産物供給機能等の早期回復を図るため、地震、津波により被災した漁港施設、海岸保全施設等を復旧します。

被災当時の漁港状況



津波により洗掘された堤防



流失した岸壁



岸壁の復旧状況



【お問い合わせ先】 水産庁防災漁村課 (03-3502-5638)

農山漁村地域整備交付金（海岸事業の復興事業）

【平成31年度予算概算決定額 16,175（9,860）百万円】

<対策のポイント>

東日本大震災で被害を受けた地域において、被災地域の復興に不可欠な堤防、護岸、胸壁、陸閘、水門等の海岸保全施設の整備を推進します。

<政策目標>

○大規模地震が想定されている地域等において整備率が69%となるよう海岸堤防等の整備を推進 [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. 東日本大震災の被災地において、地方公共団体が策定した、農山漁村地域整備計画に基づき、海岸保全施設の整備を行い、農山漁村地域の防災力の向上を図ります。また、これらと一体となって事業効果を高めるために必要な効果促進事業を実施することができます。

実施地域：岩手、宮城、福島、茨城、千葉

2. 国から県又は市町村に交付金を交付し、県及び市町村は自らの裁量により地区ごとに配分できます。また、県及び市町村の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

東日本大震災の被災地において、津波・高潮等から人命・財産等を守るため、海岸保全施設の整備を行い、被災地における災害に強い地域づくりを推進する。

【東日本大震災被害状況】



【東日本大震災からの復興状況】



【お問い合わせ先】

制度全般に関すること
事業全般に関すること

農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
農村振興局防災課 (03-6744-2199)
水産庁防災漁村課 (03-3502-5304)